

第1章 犯罪被害者等に関する国民意識調査について

第1節 調査の背景

平成16年12月、犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、これを打開し、その権利利益の保護を図るべく、犯罪被害者等のための施策に府省庁横断的に取り組み、総合的かつ計画的に推進していく基本構想を示した「犯罪被害者等基本法」が制定された。

同法に基づき、政府が総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱として、「犯罪被害者等基本計画」が、平成17年12月に閣議決定され、我が国における犯罪被害等のための施策は、総合的な取り組みに向けてその第一歩を踏み出した。平成18年11月には初の犯罪被害者白書も発行され、国民の理解や関心を深める取り組みも始まっている。

「犯罪被害者基本法」の制定及び「犯罪被害者等基本計画」の策定は、高まりを見せていた犯罪被害者等からの声に応えたものであり、これにより、我が国の犯罪被害者等施策は、初めて、府省庁横断的に総合的かつ長期的な取り組みとして行われることとなった。

このような背景をふまえ、内閣府では、犯罪被害者等基本計画（第5 1．国民の理解の増進（14）イ）に基づき、犯罪被害者等の置かれた状況に関する国民の理解の程度や必要な配慮の程度、心無い言動からくる二次的被害に対する認識等について研究調査を行い、犯罪被害者等を取りまく状況について実態の把握を行うこととした。

第2節 犯罪被害者等に関する国民意識調査概要

1. 調査目的

「欧米先進国に比べて、わが国の被害者支援は、約20年の遅れをとっているといわれている。被害者支援の活動は、支援組織だけでできるものではない。関係機関は言うまでもなく、一般市民の参加・協力が不可欠である¹」との指摘がなされているように、犯罪の被害者やその家族に対する今後の支援の一層の具体化、施策の実効性の担保にあたっては、国民一般の理解・協力が非常に重要となる。しかしながら、現状の国民一般の犯罪被害者やその家族への理解は必ずしも高くないことが考えられ、「制度や刑事施設や人々の反応を介して被害者にあらわれる被害」、いわゆる二次的被害（secondary victimization）を引き起こしている側面もあると思われる。

上記のような問題意識の下、本調査では、国民一般のもつ犯罪被害者やその家族への意識を把握するとともに、被害者やその家族の経験及び被害後の意識等を聴取することで、国民一般の被害者やその家族へもつ「イメージ」と被害者の実態部分とのギャップ（ずれ）を明らかにすることを調査の目的とした。

結果については、今後、国民理解の促進に向けた広報・啓発等の展開の際、基礎的資料とし活用していく。

2. 各調査のテーマについて

（1）国民一般を対象とした国民意識調査

犯罪被害者やその家族に対する国民一般のもつイメージを調査から明らかにし、国民一般の中の「被害者像」の概念的枠組みを抽出すること。

（2）被害者等を対象とした被害者等に関する調査

国民一般の中の「被害者像」を被害者やその家族の実態部分との比較で分析するために、被害者やその家族については、被害後の意識や経験についての基礎的な実態把握を行う。

¹ 犯罪被害者支援をめぐる諸問題」日本コミュニティ心理学会第8回大会シンポジウム 平成17年7月1日における金沢工業大学 多田教授の発言

3. 調査設計

調査方法（データコレクト手法）

国民一般 web 調査
被害者・その家族 web と郵送（質問紙の郵送発送・回収）の多手法混合（マルチモード）

web 調査では「自身または自身の家族が、殺人・傷害や交通事故または性犯罪等により、生命・身体・精神に深刻な被害を受けた経験があるか」という最初の問に対し、「ある」と回答した人を「犯罪被害者等（被害者やその家族）」、「ない」と回答した人を「国民一般」と分け、前者には郵送の被害者等調査票と同じ設問に対し回答してもらった。

調査対象者抽出方法

< Web 調査 >

ヤフーリサーチモニター（全国 18 歳以上の男女）を性別、年代、居住都道府県の国勢調査結果構成比に準拠して割付抽出した。

計画サンプル表（性別・年代）

性別	年代				
	20代以下	30代	40代	50代	60代以上
男性	1,152	1,397	1,149	1,422	1,161
女性	1,098	1,358	1,134	1,549	1,079
計	2,250	2,755	2,283	2,971	2,240

総計 12,499

< 郵送調査 >

対象となる被害者やその家族を有意抽出した。

任意の被害者団体を調査対象とし、内閣府犯罪被害者等施策推進室から各被害者団体に任意の数ずつ調査票を送付、団体側が対象者へ配布した。回答後は直接実施機関宛に返送する形をとった。

調査期間

◆ web 調査

2007 年 1 月 11 日（木）～1 月 17 日（水）

◆ 郵送調査

2006 年 12 月 28 日（木）～1 月 19 日（金）

調査実施機関

株式会社インテージ

4. 回収結果

< web 調査 >

総発送数 (抽出数): 12,499 総回収数: 6,269

有効回答数: 6,101 (有効回収率; 48.8%)

回収サンプル表 (性別・年代)

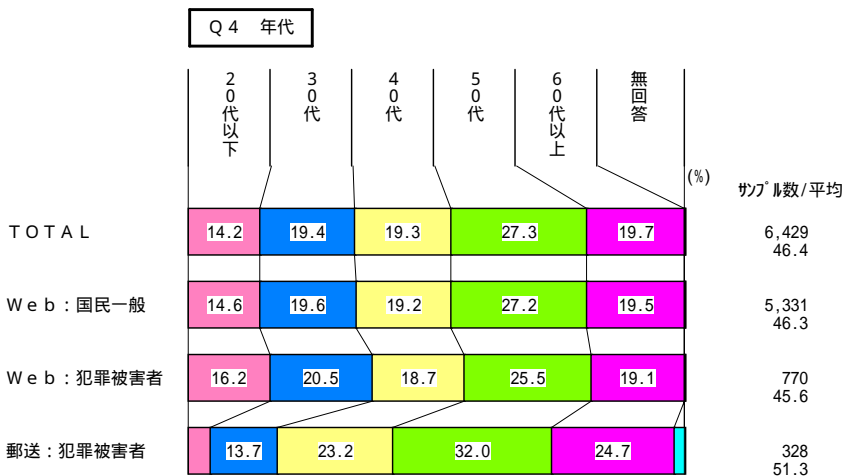
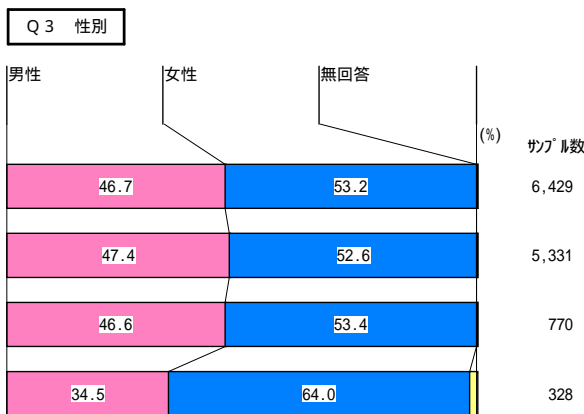
	TOTAL	20代以下	30代	40代	50代	60代以上	無回答	平均
TOTAL	6101	902	1202	1166	1647	1184	0	46.2
構成比	100	14.8	19.7	19.1	27	19.4	0	281787
男性	2888	445	614	574	711	544	0	45.6
構成比	100	15.4	21.3	19.9	24.6	18.8	0	131757
女性	3213	457	588	592	936	640	0	46.7
構成比	100	14.2	18.3	18.4	29.1	19.9	0	150030

< 郵送調査 >

発送数: 567 回収数: 332

有効回答数: 328 (有効回収率; 57.8%)

5. 調査法及び対象者別 回収結果概要

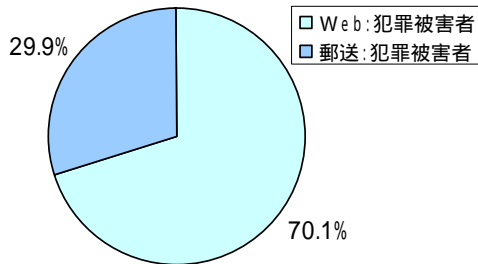


6. 調査結果の見方について

< 被害者等の母数について >

集計に関して、被害者やその家族については、団体経由の郵送発送・回収サンプルと web モニター被害者等適格者（犯罪被害者等定義への適合）の回収サンプルをデータ上つなげて集計を行った。被害者等の調査方法間の構成比は下記の通りであった。

犯罪被害者調査方法構成比



< 結果をみるにあたって >

- (1) 調査結果の数値は回答率(%)で示している。%の母数はその質問に回答した数または分類別(性別等)の数で、「サンプル数」または「n」であらわしている。
- (2) 割合は小数点第2位で四捨五入し、小数点第1位までを示している。よって、は1つだけの質問であっても、回答比率の合計値が100.0%にならない場合がある。また、複数回答の質問は、回答比率の合計値が100.0%を超える場合がある。
- (3) 本文やグラフ・数表上の選択肢の表記は、語句を簡略化している場合がある。正確な表現は巻末にある調査票を参照のこと。
- (4) 調査結果の割合で5%未満のものに関してはグラフに数値を表示させていない。

設問一覧

報告書上の統一設問番号	調査種類	調査票上の設問番号
Q1	共通	F1 犯罪被害経験有無
Q2	被害者等	F1 犯罪被害遭遇者【ベース:犯罪被害者】
Q3	国民一般	F1 性別
	被害者等	F2 性別
Q4	国民一般	F2 年齢(N. A)
	被害者等	F3 年齢(N. A)
Q5	国民一般	F3 職業
	被害者等	F4 職業
Q6	国民一般	F4 最終学歴【ベース:国民一般】
Q7	国民一般	F5 同居家族人数
	被害者等	F5 同居家族人数
Q8	国民一般	F6 報道情報メディア別入手頻度【ベース:国民一般】
Q9	国民一般	F7 重犯罪に巻き込まれる不安を感じる頻度【ベース:国民一般】
Q10	国民一般	F8 犯罪被害関連用語認知【ベース:国民一般】
Q11	国民一般	F9 過去5年以内の自身または家族以外の身近での重犯罪被害遭遇者(M. A)【ベース:国民一般】
Q12	国民一般	F10 遭遇犯罪被害(M. A)
	被害者等	F6 遭遇犯罪被害(M. A)
Q13	被害者等	F7 犯罪被害遭遇からの経過期間(N. A)
Q14	被害者等	F8 被害遭遇前の被害者と加害者の関係【ベース:犯罪被害者】
Q15	国民一般	F11 居住地域との関わりに対する考えや行動
	被害者等	F9 居住地域との関わりに対する考えや行動
Q16	国民一般	問1 重犯罪被害者とその家族のイメージ/被害遭遇後の心境や状況
	被害者等	問1 重犯罪被害者とその家族のイメージ/被害遭遇後の心境や状況
Q17	国民一般	問2 重犯罪被害者とその家族の状況/被害遭遇後の体験
	被害者等	問2 重犯罪被害者とその家族の状況/被害遭遇後の体験
Q18	国民一般	問3 重犯罪被害者の犯罪・事件に対する過失や原因の有無【ベース:国民一般】
Q19	国民一般	問4 重犯罪被害者や家族が被害から立ち直る(回復する)為の最重要方法【ベース:国民一般】
Q20	国民一般	問5 これまでの設問に答えた犯罪被害者遭遇犯罪イメージ【ベース:国民一般】
Q21_1 Q21_2 Q21_3 Q21_4	国民一般	問6 犯罪被害の影響度/被害深刻度合<殺人・傷害等の暴力犯罪>
	国民一般	問6 犯罪被害の影響度/被害深刻度合<交通事故等の犯罪>
	国民一般	問6 犯罪被害の影響度/被害深刻度合<強姦・強制わいせつ等の性犯罪>
	被害者等	問3 犯罪被害の影響度/被害深刻度合
Q22	国民一般	問7 被害遭遇後の周囲の言動・態度による精神的被害
	被害者等	問4 被害遭遇後の周囲の言動・態度による精神的被害
Q23	国民一般	問8 犯罪被害者や家族にある程度の負担があっても事件解決・真相解明への義務として行うべき内容
	被害者等	問5 犯罪被害者や家族にある程度の負担があっても事件解決・真相解明への義務として行うべき内容
Q24	国民一般	問9 身近の重犯罪被害に接するに適した言動・態度/精神的安定に繋がった言動・態度(M. A)
	被害者等	問6 身近の重犯罪被害に接するに適した言動・態度/精神的安定に繋がった言動・態度(M. A)
Q25	被害者等	問7-1 精神的に傷ついた周囲の言動・態度(M. A)【ベース:犯罪被害者】
Q26	被害者等	問7-2 特に傷ついた周囲の言動・態度(3L. A)【ベース:犯罪被害者精神的に傷ついた言動・態度有】
Q27	被害者等	問8 犯罪被害からの回復支援に対する周囲の熱意【ベース:犯罪被害者】
Q28	国民一般	問10 犯罪被害からの回復に繋がる支援/繋がった支援
	被害者等	問8 犯罪被害からの回復に繋がる支援/繋がった支援
Q29	国民一般	問11 犯罪被害者と家族が受けている支援/受けた支援(M. A)
	被害者等	問9 犯罪被害者と家族が受けている支援/受けた支援(M. A)
Q30_1 Q30_2	国民一般	問12-1 犯罪被害者と家族に重要な支援・配慮/必要な支援・配慮<被害直後>(3L. A)
	被害者等	問10-1 犯罪被害者と家族に重要な支援・配慮/必要な支援・配慮<被害直後>(3L. A)
	国民一般	問12-2 犯罪被害者と家族に重要な支援・配慮/必要な支援・配慮<被害半年程度経過後>(3L. A)
	被害者等	問10-2 犯罪被害者と家族に重要な支援・配慮/必要な支援・配慮<被害半年程度経過後>(3L. A)
Q31	被害者等	問11 必要としたが実際には受けることができなかった支援・配慮(M. A)【ベース:犯罪被害者】
Q32	国民一般	問13 犯罪被害回復に有効な処置
	被害者等	問12 犯罪被害回復に有効な処置



「民間被害者支援組織の役割」

事件直後の被害者や遺族に接するたびに、突然の理不尽な被害による衝撃とそれが被害者や遺族に及ぼす影響がどんなに大きくすさまじいかを目の当たりにし圧倒される。同時に直後からの支援の必要性を強く感じる。

被害にあうことで、眠れない、食べられない等の心身症状を抱えたり、精神的に不安定になる人もまれではなく、深刻なのは日常生活も大きく乱されてしまうことである。自宅で被害にあった方は、安心して住む場所すら失ってしまう。収入を断たれたり、長期に医療費がかかること等から経済的に困窮する方もいれば、家事や育児、介護など、今まで出来ていた日常の事柄が出来なくなってしまう方もいる。このように日常生活に支障が出るのは当然のことであるが、生活レベルの問題にはあまり目を向けられることなく、個人の対処能力にまかされてきた部分が多い。混乱を極めている生活を少しでも元の状態に近づけるために、日常生活を支えるという視点を持って支援を行うことが必要である。安心して生活できることが、精神的回復に大きくかかわる。「日常生活を支えること＝心を支えること」であると言える。支援者には、被害者や遺族の状況を整理しながら、適切な関係機関につなぐ役割が求められる。

また、直後はそれまで全くなじみのなかった刑事、民事手続に関わらざるをえない。これから何が起るのか、何をどうしたらいいのかが分からない状態というのは不安感がとても大きくなる。そのような負担を軽減するためには、様々な情報提供や関係機関への付添支援等を行っていくことが必要である。

しかし、多様な支援が必要な時期であるにもかかわらず、直後の被害者や遺族には、支援を求めるといふ考えや行動するエネルギーはない。これらの支援は被害者や遺族が自ら行動を起こさなくても提供されるような積極的な支援でなければならない。

このような比較的短期間の直後の支援だけでなく、長期間にわたる継続的な支援の準備も望まれる。何年経っても忘れられない出来事、簡単には癒されない傷であることが、周囲の人には理解されにくい。被害から年数が経てば経つほど「いつまで悲しんでいるのか」「立ち直れないのは弱いからではないか」と被害が無かったかのようにふるまうことを求められる現状がある。しかし、特に遺族の場合、年数が経過したことで悲しみが深くなったと話される方も多い。

長期の支援で注目すべきは「自助グループ」の存在である。自助グループとは、同じような経験をした者が交流し、支え合う場である。自助グループに参加することで、「自分はひとりじゃない」と感じること、つまり孤立感を軽減することができ、被害者同士で様々な情報交換もできる。社会への発信の場ともなりうる。私の所属する被害者支援都民センターでは、月1回被害者遺族の自助グループ活動を行っている。まだまだ認知度は低いし全国でも数えるほどしかないが、参加者の様子からも、その役割はとても大きいと感じている。

また、被害者には専門的知識を持った支援者だけが関わればよいということではない。身近な人の優しさ、暖かい心配りが何より大切である。制度や取組みが進んできていることと比べ、残念ながら地域社会による被害者の理解は遅れているように感じる。どう対応したらいいか分からないと遠巻きにする、逆に好奇心からいろいろと聞いてくる、根も葉もない噂が流れる、安易な励ましなどで傷つけられる被害者や遺族は後を絶たない。支援と同時に社会への啓発活動も行っていくことが必要であるし、多くの

人に関心を持ってほしいと思う。

全国の民間被害者支援組織は「事件直後からの積極的かつ多様な支援」と「同じ体験をした者同士の分かち合いの場」の両方を適切な形で行っていく必要がある、それと平行して被害者の声を社会に伝えていくという重要な役割も実行していかなければならない。今後、日本の被害者支援が発展していくために、私たち支援組織の果たすべき責任の大きさを痛感している。被害者や遺族に認められ、社会的に認められる、「被害者支援の核」となりうる組織を目指さなければならぬと思う。